

○宍粟市遺跡公園条例

平成17年4月1日

条例第202号

(設置)

第1条 市民の健全な余暇利用と郷土の歴史と地域文化及び社会教育の向上を図るため、家原遺跡公園及び波賀城史蹟公園（以下「遺跡公園」という。）を設置する。

(名称、位置及び入園時間)

第2条 遺跡公園の名称、位置及び入園時間は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第3条 遺跡公園の管理は、教育委員会が行う。

2 遺跡公園の管理を行うため、必要な職員を置くことができる。

(有料施設の設置)

第4条 有料で使用させる遺跡公園内の施設（以下「有料施設」という。）は、別表第2のとおりとする。

(有料施設の使用時間)

第5条 有料施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が適当と認めるときは、これを変更することができる。

(有料施設の休館日)

第6条 有料施設の休館日は、毎週火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い同条に規定する休日でない日）とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の許可)

第7条 遺跡公園を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序及び風俗を害するおそれのあるとき。
- (2) 遺跡公園の建物及び附属施設等を損傷するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 前条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた

目的以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) その他管理上特に必要があるとき。

2 使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 有料施設を使用しようとする者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、当該使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、後納することができる。

3 既に納入された使用料は還付しない。ただし、許可を受けた者が自己の責めに帰さない理由により、それらの許可に係る行為または利用をすることができなくなったとき、その他教育委員会が適当と認める理由がある場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 教育委員会は、特に必要と認める場合は、前条第1項の規定による使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 家原遺跡公園の管理は、宍粟市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年宍粟市条例第15号）の定めるところにより、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の場合において、前条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の場合において、第5条、第6条、第10条及び第11条に規定する部分については、教育委員会の承認を得なければならない。

4 第1項の場合において、利用料金については、指定管理者に収受させる。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 家原遺跡公園の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 家原遺跡公園の利用促進に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(利用料金等への読み替え)

第14条 第12条の規定に基づき家原遺跡公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、第10条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第3に掲げる使用料」とあるのは「別表第3に定める額の範囲内で教育委員会が認めた額」と、「これを切り捨てる」とあるのは「指定管理者が定める方法により処理する」と、第11条（見出しを含む。）及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(原形回復義務)

第15条 入園者及び使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設や附属建物を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原形に復しなければならない。使用を取り消され、又は停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償)

第16条 入園者及び使用者が自己の責任に帰すべき理由により遺跡公園の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の工場の設置及び管理に関する条例（平成13年一宮町条例第22号）又は波賀城史蹟公園の設置及び管理運営に関する条例（平成6年波賀町条例第5号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年3月9日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、現に改正前の宍粟市遺跡公園条例の規定によりなされた処分、手続その他行為については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年9月11日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年9月12日条例第24号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月19日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(後略)

(分担金に係る経過措置)

- 2 施行日前に行った工事その他の行為に係る分担金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定による分担金に該当するもので、この条例により改正するものをいう。)については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する分担金については、この限りでない。

(使用料に係る経過措置)

- 3 施行日前の使用又は利用に係る使用料(地方自治法第225条の規定による使用料に該当するもので、この条例により改正するものをいう。)については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に徴収する金額を決定する使用料については、この限りでない。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	入園時間
家原遺跡公園	宍粟市一宮町三方町633番地	午前8時30分から午後10時まで
波賀城史蹟公園	宍粟市波賀町上野2番地51	午前8時30分から午後5時まで

別表第2(第4条関係)

施設名	備考
竹わら工房	家原遺跡公園内
木の工房	
土の工房	

別表第3（第10条関係）

区分	使用料
工房	1人1日 182円
木工用電動ろくろ	1人半日 546円
陶芸用電動ろくろ	1人1日 909円
陶芸用電気窯	1回 2,728円

○宍粟市遺跡公園管理規則

平成17年4月1日
教育委員会規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市遺跡公園条例（平成17年宍粟市条例第202号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、家原遺跡公園及び波賀城史蹟公園（以下「遺跡公園」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第7条の規定により、遺跡公園を使用しようとする者は、事前に使用許可申請書（様式第1号又は様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用許可申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用許可書（様式第3号又は様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

(入園者の遵守事項)

第3条 入園者は、遺跡公園内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気を使用する場合は、教育委員会の許可を得ること。
- (2) 建物及び附属施設設備等を損傷することがないようにすること。
- (3) テントを設営等する場合は、教育委員会の許可を得ること。
- (4) 公の秩序を害し、風俗を乱す行為をしないこと。
- (5) その他教育委員会が指示すること。

(使用の変更等の届出)

第4条 条例第7条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、遺跡公園の使用を取りやめ、又は変更しようとするときは、速やかに遺跡公園使用内容変更承認申請書（様式第5号）により教育委員会にその旨を届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条に規定する使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宍粟市に住所を有する者で満65歳以上の者は、半額とする。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者及びそれぞれその介護人1人は

半額とする。

- (3) 宍粟市内にある保育所、幼稚園及び認定こども園児、小学校の児童並びに中学校の生徒が教育上の目的のために教職員に引率されて使用する場合の当該児童、生徒及び教職員は全額免除とする。
- (4) 市又は教育委員会が使用するときには全額免除とする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、教育委員会が定める額とする。

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用者等の遵守事項）

第6条 使用者等は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙しその他火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品若しくは動物の類を携行しないこと。
- (3) 騒音を発する等の他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 物品の展示、販売又はこれに類似する行為をしないこと。
- (5) 宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、又は掲示しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、工房の管理上不適当な行為をしないこと。

（損傷等の届出等）

第7条 遺跡公園の施設等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに遺跡公園（備品）損傷（滅失）届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出に係る施設等の損傷又は滅失が認められるときは、現品又は相当の代価を損傷又は滅失した者に請求するものとする。

（利用料金の承認等）

第8条 条例第12条の規定により家原遺跡公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金について、指定管理者は家原遺跡公園利用料金承認申請書（様式第7号）により、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を認めたときは、家原遺跡公園利用料金承認書（様式第8号）により、指定管理者に通知するものとする。

3 家原遺跡公園の利用料金を変更するときには、前2項の規定の例によるものとする。

4 利用料金の減免基準を定めるときは、指定管理者は家原遺跡公園利用料金減免承認申請書

(様式第9号)により、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

- 5 教育委員会は、前項の規定による申請を認めたときは、家原遺跡公園利用料金減免承認書(様式第10号)により、指定管理者に通知するものとする。

(読み替え)

第9条 条例第12条の規定により家原遺跡公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第7条まで(第5条第1項第4号を除く。)の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条第1項第4号中「又は教育委員会」とあるのは「、教育委員会又は指定管理者」と、様式第1号から様式第6号までの規定中「宍粟市教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、様式第2号及び様式第4号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(公告等)

第10条 教育委員会は、第8条の規定により利用料金及び利用料金の減免基準を承認したときは、公告するものとする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは利用料金及び利用料金の減免基準を利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の一宮町家原遺跡公園施設の管理及び運営に関する要綱(平成9年一宮町告示第21号)又は工房の設置及び管理に関する条例施行規則(平成13年一宮町規則第16号)(以下これらを「合併前の規則等」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の規則等の例による。

附 則(平成18年3月17日教委規則第5号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日教委規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月15日教委規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月17日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日教委規則第4号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

<p>使用許可申請書 (家原遺跡公園) 年 月 日</p> <p>宍粟市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p>						
年月日 (時間)	年 月 日	午前 午後	時から	年 月 日	午前 午後	時まで
団 体 名						
責 任 者 名						
保 護 者 氏 名						
10人まで3人以上						
20人まで5人以上						
30人まで8人以上						
宿泊予定 (人数)						
縄 文 ①	人	古 墳 ①	人	中 世 ①	人	
②	人	②	人	②	人	
弥 生 ①	人	③	人			
②	人	④	人	合 計	人	
<p>活動内容</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>						

様式第2号(第2条・第5条関係)

使用許可 申請書
使用料減免
(家原遺跡公園内工房)

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

下記の工房を使用したいので管理規則第2条の規定により使用許可
第5条 使用料減免を申請します。

記

使 用 者 名	連絡先 () —		
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
使 用 施 設	・木の工房・竹わら工房・土の工房	使用人数	
使 用 備 品 施 設 等	1 木工用電動ろくろ (台) 2 陶芸用電動ろくろ (台) 3 陶芸用電気窯 4 和室 5 その他 ()		
使 用 目 的		使 用 料 (減額)	円 円
減 額・免 除 を 受 け る 場 合	宍粟市遺跡公園管理規則第5条 (第1号・第2号・第3号・第4号・第5号) に該当		

様式第3号（第2条関係）

使 用 許 可 書
（家原遺跡公園）

附帯条件

- 1 利用時間を厳守してください。
- 2 責任者・保護者は、施設の使用に関する一切の責任を負うものとします。
- 3 一般見学者に迷惑をかけないでください。
- 4 火気の使用又はテントの設営等は、許可を得たものに限りです。
- 5 その他

[]

上記条件を付けて許可します。

年 月 日

様

宍粟市教育委員会 印

様式第4号(第2条関係)

使用
許可書
使用料減免
(家原遺跡公園内工房)

年 月 日

様

宍粟市教育委員会

㊟

下記の工房の使用を許可します。

記

使用者名	連絡先() —		
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
使用施設	・木の工房・竹わら工房・土の工房	使用人数	
使用備品 施設等	1 木工用電動ろくろ(台) 2 陶芸用電動ろくろ(台) 3 陶芸用電気窯 4 和室 5 その他()		
使用目的		使用料 (減額)	円 減額 円・免除
使用上の留意点	1 工房使用に当たっては、使用(減免)許可書を提示すること。 2 所定の使用以外において喫煙し、その他火気を使用しないこと。 3 駐車場以外の場所に、駐車しないこと。 4 許可施設以外には立ち入らないこと。 5 施設及び機械、器具等の使用により、使用者の起因により生じた事故及び損害については、使用者の責任となること。		

様式第5号（第4条関係）

遺跡公園使用内容変更承認申請書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

連絡責任者 氏 名 _____

電 話（ ） _____

使 用 者 名			
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	使用の目的		
	使用の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	使用場所		
変 更 の 理 由			

（注）使用許可書を添付してください。

様式第6号（第7条関係）

遺跡公園（備品）損傷（滅失）届出書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

届出者

住 所

氏 名

遺跡公園（備品）を損傷（滅失）しましたので宍粟市遺跡公園管理規則第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 施設名
- 2 施設（備品）の損傷（滅失）の状況

様式第7号（第8条関係）

家原遺跡公園利用料金承認申請書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名

家原遺跡公園利用料金を下記のとおりとしたいので、宍粟市遺跡公園管理規則第8条の規定に基づき承認を申請します。

記

家原遺跡公園利用料金

様式第8号（第8条関係）

家原遺跡公園利用料金承認書

年 月 日

指定管理者名
代表者 様

宍粟市教育委員会 印

年 月 日付で申請のありました、家原遺跡公園利用料金については、承認します。

様式第9号（第8条関係）

家原遺跡公園利用料金減免承認申請書

年 月 日

宍粟市教育委員会 様

所在地
申請者 指定管理者名
代表者氏名

家原遺跡公園の減免について下記のとおりとしたいので、宍粟市遺跡公園管理規則第8条の規定に基づき承認を申請します。

記

家原遺跡公園利用料金減免基準

1. 免除するもの

- (1)
- (2)

2. 減額するもの

利用料金減額 %

様式第10号（第8条関係）

家原遺跡公園利用料金減免承認書

年 月 日

指定管理者名
代表者 様

宍粟市教育委員会 印

年 月 日付で申請のありました、家原遺跡公園利用料金の減免については、承認します。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条・第5条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第8条関係)

様式第10号 (第8条関係)